

発議第 5 号

庄原市議会議員定数条例の一部を改正する条例案の提出について

地方自治法第 109 条第 6 項及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

令和 6 年 6 月 28 日

庄原市議会議長 様

提出者 議員定数及び議員報酬調査特別委員会
委員長 政野 太

(提案理由)

議員定数を削減するために、所要の改正を行おうとするものである。

庄原市議会議員定数条例の一部を改正する条例

庄原市議会議員定数条例（平成 19 年庄原市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

本則中「20 人」を「19 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

庄原市議会議員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、庄原市議会議員の定数は、<u>19人</u>とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。</u></p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、庄原市議会議員の定数は、<u>20人</u>とする。</p>